平成２５年（フ）第７１号
福井市日光２丁目17番12号　レジデンスフルサキ102号
債務者　髙木八重子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
山梨県甲府市山宮町1014番地９
債務者　金井　正子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
長野市桜新町737番地１
債務者　鈴木　文和
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
長野市桜新町737番地１
債務者　鈴木まゆみ
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川679番地アルヴィサ205号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町杏掛855番地21、前々住所大阪市港区磯路２丁目16番21号
債務者　善那あすか
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７０号
兵庫県川西市中央町17番19号　103
債務者　神應寺由紀（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５６４号
兵庫県尼崎市常松１丁目27番２号
債務者　森本　義浩
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９２号
兵庫県西宮市森下町５番26―203号、前住所兵庫県西宮市大森町７番９号
債務者　井村みどり
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０４号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目10番17号、前住所兵庫県伊丹市安堂寺町４丁目126番地
債務者　久保山泰人
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５９号
兵庫県西宮市松風町11番６号
債務者　吉田　育子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
岡山県津山市林田947番地５
債務者　阿部加奈子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１３号
福岡県八女市酒井田316番地１
債務者　原　　立身
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１４号
福岡県八女市酒井田316番地１
債務者　原　小夜子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１７２号
北九州市八幡西区春日台２丁目11番９―102号
債務者　青柳　教文
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７号
宮崎県西都市大字上三財203番地
債務者　関　　幸男
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７８号
盛岡市城西町10番16号　パナハイツささき５号
債務者　吉田　誠一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８１号
盛岡市三本柳４地割８番地13　サンライフ都南Ａ―102号
債務者　茶畑　伸宏
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部